

## 令和7年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和7年5月15日(木) 13時30分から14時40分まで

2 場 所 浜田市役所 4階講堂ABC

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

10名

(2) 欠席者

7名

4 事務局

〔健康福祉部〕

健康福祉部長

〔健康福祉部保険年金課〕

保険年金課長、国保係長、

国保係専門企画員

〔健康福祉部健康医療対策課〕

健康医療対策課長、健康増進担当課長、

健康づくり係長、健康づくり係専門技術員、

地域医療対策係長

〔市民生活部税務課〕

税務課長、収納係長

〔支所市民福祉課〕

金城市民福祉課長、弥栄市民福祉課長

5 議題

(1) 協議事項

諮問第1号

令和7年度浜田市国民健康保険料率について

(2) 報告事項

報告第1号

令和6年度浜田市国民健康保険特別会計決算(見込)について

報告第2号

保健事業に関する報告について

## 6 会議録

【令和7年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 13時30分 開会】

### 事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しております時間になりましたので、ただ今から、令和7年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は、保険年金課長と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。ここからは着席にて進行させていただきます。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

皆様に事前にお送りしている資料が4点ございます。議案、参考資料1、参考資料2、「令和6年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」でございます。

それから、本日皆様の机の上にお配りしている資料が1点ございます。A4一枚紙で「繰入金」と記載のある、議案17ページの差替え資料となります。

お手元にお持ちでない場合は、事務局からお配りしますのでお知らせください。皆様お手元でございますでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、初めに、本日の委員の皆様方のご出席の状況につきましてご報告させていただきます。議案の2ページが委員名簿となっておりますのでご覧ください。

本日、事前にご欠席のご連絡をいただいております委員様は6名で、全委員17名中10名のご出席でございます。

続きまして、次第に添いまして進めさせていただきます。議案の左側、1ページの次第をご覧ください。1番の会の成立宣言ですが、全委員の2分の1以上の出席があり、かつ、被保険者、医業、公益の代表からそれぞれ1名以上の出席がございますので、浜田市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局側の出席者につきまして、人事異動等もございましたので、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思っております。

なお、浜田市では節電対策及び地球温暖化防止のため、通年で軽装勤務となっており、ノーネクタイ等の軽装とさせていただいておりますのであらかじめご了承くださいようお願いいたします。

それでは、健康福祉部長から順にご挨拶させていただきます。

### 事務局

皆様ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。健康福祉部長です。2年目となります。引き続きよろしくお願いいいたします。

### 事務局

それではここからは課ごとにご挨拶させていただきます。まずは健康福祉部保険年金課です。

私の方は先ほどご挨拶させていただきましたが、昨年度から引き続きとなりますので、よろしくお願いいいたします。なお、保険年金課におきましては、機構改革により、今年度から

賦課給付係が国保係に統合となっております。

**事務局**

国保係長と申します。2年目となります。よろしくお願いいたします。

**事務局**

国保係専門企画員と申します。以前は賦課給付係長でございましたが、現在は、国保係専門企画員として、引き続き、保険料などの担当をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

**事務局**

続きまして、健康福祉部健康医療対策課です。

**事務局**

健康医療対策課の課長をしております。よろしくお願いいたします。私の方は国保診療所の関係の担当をしております。引き続きよろしくお願いいたします。

**事務局**

健康医療対策課健康増進担当課長になりました。よろしくお願いいたします。

**事務局**

健康づくり係専門技術員、管理栄養士です。よろしくお願いいたします。

**事務局**

健康づくり係の係長をしております。よろしくお願いいたします。

**事務局**

地域医療対策係長です。よろしくお願いいたします。

**事務局**

続きまして、市民生活部税務課です。

**事務局**

税務課長と申します。今年2年目となります。税務課の方では国民健康保険料の収納を担当しております。よろしくお願いいたします。

**事務局**

税務課収納係長と申します。初年度となります。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局**

続きまして、支所市民福祉課です。

**事務局**

金城支所の市民福祉課長をしております。よろしくお願いいたします。

## 事務局

事務局の出席者は以上となります。なお、旭支所市民福祉課長、三隅支所市民福祉課長は本日欠席となっており、弥栄支所市民福祉課長は遅れて出席とさせていただきます。

続きまして、議案の方に戻ります。次第 2 番目の市長挨拶でございますが、本日、市長は他公務のため、健康福祉部長が代わってご挨拶申し上げます。

## 事務局

失礼します。先ほどありましたように、市長が他の公務で出かけておりますので、私の方でご挨拶申し上げます。

### 【令和 7 年度第 1 回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

令和 7 年度第 1 回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素から本市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、令和 4 年 11 月からの 3 年間の委嘱期間において、今回が任期最後の協議会となります。これまで貴重なご意見、ご指導を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、医療保険制度を取り巻く状況といたしましては、医療の高度化や高齢化を背景に 1 人当たりの医療費が増加しており、保険料の上昇抑制が非常に困難となっているのが現状でございます。

しかしながら、一方で、物価の高騰が市民生活を逼迫する状況にあるため、昨年度は 9 千 3 百万円という多額の国保財政調整基金を投入する見込みとし、保険料率を据え置くことで被保険者の負担軽減を図りました。

今年度も、県に納める事業費納付金の負担は更に増しているところではありますが、最も身近な食料品である米の価格の高騰も収まらない状況であることに鑑み、引き続き、基金の投入により負担軽減を図る必要があると考えております。

保険料率の詳細につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

令和 7 年 5 月 15 日

浜田市長 久保田 章市

代読

## 事務局

続きまして、次第 3 番目の会長挨拶です。会長様からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

## 会長

本日は、令和 7 年度第 1 回の運営協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど進行役から軽装勤務の案内がありましたので、ネクタイを着けていらっしゃる方は取っていただいて結構です。

本日の議題は、今年度の国民健康保険料率と、決算等事業報告についてでございます。

平素から、この協議会で各種のご意見をいただきながら、運営させていただいておりますが、国民健康保険料については市民生活に直結する大きな課題だと考えております。

効率的に進められるように各委員の皆様方の積極的なご意見を頂戴したいということをお願いし、最初の挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 事務局

ありがとうございました。

それでは、次第4番目、市長諮問でございます。議案3ページをご覧ください。

今回の諮問事項につきましては、「令和7年度浜田市国民健康保険料率について」1件となっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、次第5番目の、議事録署名委員の指名でございます。ここからの進行につきましては、会長様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

早速、議事録署名委員の指名を行います。

恒例に従いまして、私の方から指名をさせていただきます。

公益代表から、委員。医薬代表から、委員。

お二人をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続いて、協議事項に入らせていただきます。

ただいま諮問を受けました案件であります、諮問第1号「令和7年度浜田市国民健康保険料率について」という案件を議題にいたします。

では、事務局の方から説明をお願いします。

## 事務局

失礼します。保険年金課国保係専門企画員です。それでは、失礼ではございますが、座って説明をさせていただきます。

議案の5ページをご覧ください。

令和7年度浜田市国民健康保険料率案についてでございます。

○の1つ目、医療分及び支援金分の保険料率についてです。

下の(1)の表と併せてご覧ください。

被保険者全員にかかる医療分及び支援金分について、議案にありますように、応能割である所得割、応益割である被保険者均等割及び世帯別平等割をそれぞれ昨年度から据え置き、医療分と支援金分の合計で「所得割」を10.62%、「被保険者均等割」を32,600円、「世帯別平等割」を20,800円とする案でございます。

賦課限度額は、医療分で1万円、支援金分で2万円引上げとなっております。

○の2つ目、介護分です。

下の(2)の表と併せてご覧ください。

介護分については、40歳以上64歳までの、介護保険2号被保険者の方に賦課されるものでございます。

こちらは、応能割である所得割を 2.70%から 2.58%へ 0.12 ポイント引下げ、応益割である被保険者均等割を 10,200 円に、世帯別平等割を 5,400 円にそれぞれ据え置く案でございます。

賦課限度額は、昨年度と変更ありません。

昨年と同じ所得であるという前提であれば、介護分がかからない 65 歳以上の方などは、賦課限度額に達していない限り昨年とほぼ同じ保険料となる見込みです。また、介護分がかかる世代の方は、介護分の所得割率が下がっていますので、所得がある方の保険料は下がる見込みです。

賦課限度額超過世帯数について、委員様から事前にご質問いただいておりますのでお答えいたします。令和 7 年度保険料率算定時の限度額超過世帯数は 37 世帯となっております。

保険料率算出の経緯について、6 ページ上段に掲載しております。医療保険制度を取り巻く状況におきましては、医療の高度化や高齢化を背景に 1 人当たりの医療費が増加しており、制度を維持するために必要となる保険料負担は年々増大する傾向にあります。

そのような状況の中、浜田市国保においては「国保財政調整基金」を医療分に充当することにより、すべての被保険者が対象となる、医療分と支援金分を合計した保険料率の引上げを可能な限り抑制する方針でまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えが生じたことから県に納める事業費納付金の負担が一時的に軽減した令和 4 年度及び 5 年度には、医療分と支援金分を合計した保険料率の引き下げも行っております。

しかしながら、その後、医療費は著しい伸びを見せており、保険料率の据え置きを続けることが極めて困難な状況となっております。

一方で、市民生活においては、物価の高騰に賃金の上昇が追い付かず、大変逼迫した状況にあります。

そのため、令和 6 年度は、約 6 億 2 千万円の残高であった「国保財政調整基金」の 15%に相当する 9 千 3 百万円を充当する見込みで、医療分と支援金分を合計した保険料率の据え置きを行いました。

令和 7 年度は、事業費納付金の負担が更に増しているところではありますが、主食である米の高騰が収まらないなど、引き続き厳しい社会情勢であることに鑑み、「国保財政調整基金」の活用により、医療分と支援金分を合計した保険料率を据え置く案としております。

なお、介護分につきましては、事業費納付金が減額となったことから、保険料率を引き下げる案としております。

医療分・支援金分・介護分ともに、現在は、島根県が決定する「国保事業費納付金」を納めるために必要となる保険料を算出する方法をとっております。

本日お配りしています「参考資料 1」をご覧ください。本年 2 月に開催しました運営協議会でもご説明いたしましたが、医療分、支援金分、介護分それぞれについて、国保事業費納付金に、保健事業などの経費を加算し、そこから浜田市に直接入る見込みの公費を除いた額が保険料として収納する必要な額であるということを図と表で表したものでございます。細かい数字の説明は省かせていただきますが、併せてご確認ください。

議案に戻っていただきまして、6 ページの中ほどの○は、国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正についてです。先ほど申し上げました賦課限度額の引き上げについて令和 7 年 3 月議会で改正を行っております。

続きまして、その下の○、国保財政調整基金に関してですが、今回ご提案した料率で試算したところ、今年度の保険料への基金取崩しを約 1 億 2,500 万円見込んでおります。

この保険料率試算は現在の被保険者状況にて行っておりますため、年度途中で被保険者が

想定を超えて減少した場合や、収納率が思うように伸びなかった場合などには、最終的に基金取崩しが増額となる可能性があることをご承知おきください。

つづく 7 ページですが、それぞれの年度における国民健康保険財政調整基金の積立額と取崩額を記載しております。なお、表中の令和 6 年度、7 年度は見込みでございます。令和 6 年度は今のところ決算剰余金の積み立てが約 500 万円、保険料への取り崩しが約 9,000 万円となる見込みのため、令和 6 年度末の基金残高はおよそ 5 億 3,200 万円となる見通しです。

また、8 ページにつきましては、7 ページの内容による基金残高をグラフ化したものです。9 ページ、10 ページには国民健康保険料の賦課基準について載せております。

国民健康保険法施行令等及び浜田市国民健康保険条例において、それぞれ基準を定めております。

応能割である所得割と応益割である被保険者均等割及び世帯平等割を応能割：応益割の 50：50 の按分を図り、応益割の被保険者均等割及び世帯別平等割についても 35：15 の按分を図ることとなっております。

続きまして、11 ページをご覧ください。

こちらは、県内 8 市の保険料率又は税率を表したものです。黄色の網かけがしてある浜田市・益田市は令和 7 年度の率、その他の市は令和 6 年度の率について記載しております。

令和 7 年度保険税率がすでに公表されている益田市の状況は、医療分・支援金分・介護分すべて前年度から据置きとなっております。

11 ページ中段以降でありますけれども、この料率で、モデル世帯試算比較によります 1 世帯当たり保険料額の積算をした内容でございます。

モデル世帯は夫婦 2 人の世帯と仮定しまして、営業所得額 150 万円、基礎控除額 43 万円、介護第 2 号被保険者 2 人とし、8 市同一条件で積算した場合の保険料額を記載しました。

表中、中段のオレンジ色の濃いところ、保険料額でございますが、医療分、支援金分、介護分の保険料額の合算額を記載しております。その下には、高い保険料額の市町村からのランク、最大額からの差額、最小額からの差額を記載しております。県内 8 市中では、浜田市は上から 7 番目、言い換えますと 2 番目に安いという状況となります。

全体を比較しますと、最高保険料額は益田市で 25 万 1,800 円、最低保険料額は雲南市で 22 万 3,400 円となっております。

なお、先ほども申しましたとおり浜田市、益田市以外の市は昨年度の料率で計算しています。今年度の浜田市の保険料率は基金を使って据え置く案となっておりますが、本来は医療分を大幅に上げなければならないところでした。この傾向は各市ともほぼ同じですので、これから料率決定する各市では率が大きく変動する可能性があります。そのため、これらの比較はあくまで参考としてご覧ください。

また、本日お配りした「参考資料 2」の 2 ページから 6 ページには、各年度の被保険者数、保険料率及び賦課限度額の推移を載せておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上、諮問第 1 号といたしまして、令和 7 年度浜田市国民健康保険料率案について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

## 事務局

失礼します。委員様から、保険料水準統一の状況についてご質問いただいておりますので、ここでお答えいたします。

国が掲げる統一の目標年度といたしまして、医療費水準を反映させない、納付金ベースの

統一は令和 12 年度までに、完全統一は令和 15 年度までの移行を目指しつつ令和 18 年度までに達成するというようになっております。

全国的には、大阪府と奈良県が令和 6 年に完全統一を実施しており、その他 17 の道府県が完全統一の実施年度を決定している状況でございます。

一方、島根県におきましては、令和 6 年度から 11 年度までの 6 年度間が対象となる第 2 期島根県国民健康保険運営方針において、「医療費水準などの差が大きいことから直ちに統一することは難しいため、将来的な統一を目指すことを基本としつつ中間見直しに向けて議論を進める」という趣旨の記載にとどめている状況でございます。

浜田市といたしましては、今後、医療費負担の増大が見込まれる中、保険料水準統一により可能な限り保険料負担を軽減することが望ましいと考えておりますので、引き続き、積極的に働きかけを行いたいと考えております。

## 会長

はい。諮問を受けました第 1 号令和 6 年度の保険料率案について、更には県下の保険料水準統一の状況について、ただ今説明がありました。保険料率については、基本的に、医療分及び支援金分の合計は昨年度の保険料率等に据え置き、介護分は引き下げることによって、全体としましては引き下げるという話でございます。

ご質問、ご意見があればよろしく申し上げます。

## 会長

無いようでありますので、諮問第 1 号については是非を問いたいと思います。

令和 7 年度の国民健康保険料率の提案の趣旨は、議案 5 ページ、表中一番右の対前年度比較の列にあるとおり、医療分と支援金分の合計においては所得割、被保険者均等割、世帯別平等割すべてを昨年度と同率・同額とし、介護分において所得割を 0.12 ポイント引き下げて 2.58%とし、被保険者均等割と世帯別平等割を昨年度と同額とする、という提案でございます。

いかがでしょうか。提案どおり、受け入れるということによろしいでしょうか。

## 各委員

「はい」の声

## 会長

それでは、本日諮問を受けました案件であります令和 7 年度浜田市国民健康保険料率につきましては、提案どおり承認するというので、答申させていただきます。

続いて、報告事項に入らせていただきます。

報告第 1 号、令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計決算見込みについてです。

では、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

はい。国保係長です。それでは、失礼ではありますが、着席にて説明させていただきます。議案の 14 ページをご覧ください。報告第 1 号です。

令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計決算見込み、事業勘定分についてご説明いたします。

決算見込額は、表の中央の太枠内の数字となります。全体の概要といたしましては、歳入

歳出共に前年度決算額と比べて減額となっております。歳入の一番下のオレンジ色の部分、歳入合計は56億4,320万1,594円で、右端の対前年度増減額は4,465万4,124円の減額となっております。歳出の一番下のオレンジ色の部分、歳出合計は56億1,593万8,242円で、対前年度増減額は6,462万4,705円の減額となっております。そして、表の一番下になります、歳入から歳出を差し引いた収支差引額2,726万3,352円を繰越しとしております。

次に、歳入の概要でございます。

国民健康保険料につきましては、令和6年度は、医療分と支援金分を合計した料率を据え置き、介護分の料率を引き下げました。決算見込額は①6億9,168万274円で、前年度と比較して、②2,874万6,124円の減額となっております。

続きまして、県支出金でございます。

県支出金は⑦42億6,281万326円で、前年度と比較して⑧1億1,857万6,624円の減額となっております。

続きまして、繰入金でございます。

繰入金は、⑨6億5,242万7,038円で、前年度と比較して⑩1億807万196円の増額となっております。

続きまして、繰越金でございます。繰越金は、令和5年度決算剰余金であり、⑪729万2,771円となっております。

次に、歳出の概要でございます。

保険給付費は、⑫40億9,639万9,400円で、前年度と比較して⑬1億1,885万2,904円の減額となっております。なお、保険給付費全体は減額となっておりますが、1人あたりの保険給付費は増額となっております。1人あたりの医療費につきましては、参考資料2の7ページに記載がございますのでご覧ください。

こちらには、県内の国民健康保険の保険者ごとの令和6年度における1人あたりの医療費の記載がございます。浜田市は56万5,054円で、金額の高い方から6番目となっております。

参考資料2におきましては、その他、保険給付費の詳細について掲載しておりますので後ほどご覧ください。

それでは、再度議案の14ページをご覧ください。

続きまして、歳出の出産育児一時金でございます。出産育児一時金は⑭548万3,820円です。前年度と比較して⑮111万1,760円の増額となっており、件数は3件増えております。

続きまして、葬祭費でございます。葬祭費は⑯246万円で、前年度と比較して⑰24万円の減額となっております。

続きまして、保健事業でございます。保健事業につきましては、特定健康診査等事業費と保健衛生普及費とに区分をしております。

特定健康診査等事業費は、特定健康診査・特定保健指導を行うための費用となります。決算見込額は⑱4,794万8,173円で、前年度と比較して、⑲152万621円の増額となっております。

保健衛生普及費は、人間ドック・脳ドック等の検査費用の助成や、医療の適正化を目的とした医療費通知や後発医薬品使用差額通知の実施等に係る費用となります。決算見込額は⑳1,602万3,071円で、前年度と比較して㉑254万7,727円の減額となっております。

続きまして、基金積立金でございます。基金積立金は、国民健康保険財政調整基金へ積み立てるもので、㉒470万6,156円となります。こちらは、令和5年度決算剰余金729万2,771円2分の1以上となる364万6,386円と、運用利子の全額となる105万9,770円を合計したものととなります。

続きまして、諸支出金でございます。諸支出金は、令和5年度国民健康保険事業の精算に

おける返還金としての支出や、国民健康保険直診勘定への繰出金を含むもので、決算見込額は㉑1億2,709万2,597円となっております。

続きまして、議案15ページをご覧ください。歳入の詳細をご説明いたします。

始めに、国民健康保険料でございます。

国民健康保険料の表につきましては、令和6年度と前年度の令和5年度につきまして、3月末時点での比較を行ったものであり、14ページの国民健康保険料決算見込額とは金額が異なるものとなります。

国民健康保険料の収納率につきましては、現年度分と滞納繰越分の合計で㉕80.47%となっており、前年度の㉖79.77%より0.7ポイント上昇しております。

続きまして、16ページをご覧ください。県支出金でございます。県支出金以降の、丸で番号をつけております項目につきましては、14ページの決算見込書に対応しております。

県支出金は㉗42億6,281万326円で、前年度と比較して㉘1億1,857万6,624円の減額となります。

続きまして、17ページの繰入金ですが、こちらは本日お配りした差替え資料をご覧ください。

繰入金は浜田市一般会計から5億6,237万4,907円、国保財政調整基金から9,005万2,131円、合計で㉙6億5,242万7,038円を繰り入れ、前年度と比較して㉚1億807万196円の増額となる見込みでございます。

なお、国保財政調整基金の令和6年度末の基金残高は5億3,158万849円となる見込みとなっております。

次に、右側、18ページをご覧ください。こちらには歳出の概要を掲載しております。記載の内容につきましては、14ページの決算見込書について口頭でご説明しました内容となります。

次に、ページを捲っていただきまして、19ページをご覧ください。こちらには、歳入歳出それぞれの決算見込額を円グラフで表示しております。

令和6年度の事業勘定の決算見込みににつきましては、以上でございます。

## 事務局

続きまして、令和6年度の直営診療施設勘定の決算見込みについて説明させていただきます。私は、健康医療対策課 地域医療対策係長と申します。よろしくお願いたします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

議案の20ページをご覧ください。上段の表にて説明いたします。まず令和6年度の予算現額は2億7,401万1千円に対して決算見込み額は2億5,655万1,003円で、1,745万9,997円の減となる見込みです。また、対前年度の比較としては、1,734万6,650円の増額となる見込みです。

令和6年度は前年度と比較して、歳入の診療収入が減額となっておりますが、これは後期高齢者医療保健診療報酬及び介護報酬を除く診療収入が減少したことが主な要因となります。また、県支出金につきましては、医療機器の購入額の2分の1の補助分ですが、機器の更新が少なかったことから減額となっております。

歳出については、総務費が増額しておりますが、これは県から医師の派遣を受けたことにより給与費が増額したことが主な要因となっております。

診療所の運営に当たっては、無駄を省いた効率的な運営に努めることはもちろんのこと、今後も、定期的な診療所運営会議の開催を中心にして、安全安心で充実した医療の確保に努めて参ります。

また、21 ページには歳入歳出予算の割合をグラフに表しておりますので、参考にご覧ください。

令和 6 年度の直営診療施設勘定の決算見込みの概要説明については以上でございます。

## 事務局

令和 6 年度の事業勘定と直診勘定の決算見込みの説明がございました。

ご質問、ご意見があればよろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

## 委員

議案 20 ページの直診勘定の方です。県から医師の派遣を受けたことで歳出が増えたことはわかりますが、歳入の諸収入で他医療機関へ派遣したことによる収入が増えているのはなぜでしょうか。またどういったところへ派遣しているのでしょうか。

## 会長

事務局お願いします。

## 事務局

県から派遣を受けている状況ではありますが、総合診療医育成の観点から例年島根大学への派遣を週 1 回行っております。

昨年度はそれに加えて浜田医療センターの総合診療科の医師が少なくなったことがあり、診療所の診療体制も厳しい状況ではありましたが、週 1 回応援診療として派遣いたしました。

また、邑南町にある上田医院が閉院されることになり、その後を邑智病院が附属診療所を設置することになりましたが、上田医院には浜田市民も多く利用されていたため、浜田市も一緒になって支えていこうということになり、10 月から診療所の医師を派遣しております。

それらの派遣により人件費相当の収入が増えております。

## 委員

わかりました。

## 会長

よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

ないようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告第 2 号、保健事業に関する報告についてです。説明をお願いします。

## 事務局

失礼します。健康医療対策課です。よろしくお願いいたします。

資料は、事前に送付させていただきました「令和 6 年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」をご覧くださいと思います。

それでは、着座にて説明させていただきます。

では、説明に入らせていただく前に、浜田市の健康課題についてお伝えさせていただきます。浜田市の平均寿命は男女とも順調に延伸していますが、健康寿命については男女とも島根県より 1 歳短く、差が縮まらない状況が続いています。特に女性については、だんだん悪化傾向

となっています。島根県の分析によると、健康寿命の延伸に影響を及ぼしている疾患としては、認知症、がんが挙げられています。また、生活習慣病の糖尿病の罹患率も他市より高い傾向にあります。そのため、若いときからの生活習慣病の発症予防と重症化予防の取り組みが求められています。

そのため、国保係と連携しながら、様々な保健事業に取り組んでおりますが、今回は特に主力な保健事業を4点報告させていただきます。

1点目は「特定健診」です。

特定健診及び特定保健指導の受診数等については、法定報告が確定するのが1年遅れてとなるため、確定している令和5年度についてご報告させていただきますのでご了承ください。

まず、令和5年度の特定健診については、18ページをご覧ください。受診率は年代が高くなるにつれ、受診者が多くなっている状況です。

19ページは受診率の推移を載せています。近年は受診率48%から49%台で推移しており、50%を超えることができていません。以前は、県内8市の中では高い順位でしたが、19市町村中11位、8市の中では4位でした。

令和6年度のより多くの方に受診していただく取組みとしては、健診を初めて受けられる年齢になる「40歳到達者」と「受診率の低い年代の41歳～54歳の女性のうち、3年間未受診の方でかつ過去1年間医療機関にかかっていない人」への個別勧奨を行いました。受診率は、40歳到達者については、18.8%、41歳から54歳の女性については、12.0%と依然と低い状況が続いています。

続きまして、25ページをご覧ください。

2点目の特定保健指導です。令和5年度の終了率については、9.2%であり、対前年度比2.4ポイント減少しました。速やかに対象者を抽出し、個別通知や電話勧奨を行い、令和4年度と同様の人数である32名に対して保健指導を開始しましたが、脱落者がおられ、最終的に終了率が減少してしまいました。

令和6年度から浜田医療センターでの国保人間ドック受診者への即日での保健指導や国保診療所と連携して該当の方が保健指導を利用されるよう取り組みを強化しており、現在60名に対して実施しており、令和6年度の終了率は増加することが見込まれる予定です。

今年度から新たな取り組みとして、キャンサースキャン等の特定健診受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨やライン等による健康サポートプログラムを実施してまいります。また、受診率、利用率の向上に向けては、かかりつけ医の理解と協力が欠かせないことから、特定健診説明会等を通じて、勧奨のご協力をお願いする予定です。

続きまして、28ページをご覧ください。3点目の「生活習慣病重症化予防事業」です。

特定健診受診者のうち、治療優先度が高いと見込まれる方がきちんと治療につながるよう、高血圧・糖尿病・腎臓病のハイリスクの方の受診勧奨や生活指導を行い、重症化を予防する目的で行っています。

2) 対象者（ハイリスク者）の状況についての欄以降に掲載していますが、健診後の結果でハイリスク者の基準に該当しているものの、その後未受診者に対し、個別通知による受診勧奨の結果、(1) 高血圧は、対象者98名中36名の36.7%、(2) 糖尿病は、対象者17名中12名の70.6%、(3) 腎機能は、対象者109名中100名の91.7%の方が医療や適正管理につながっています。

次に30ページ、31ページには、糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを掲載しています。令和5年度は5名、令和6年度は4名の実施がありました。

39ページ以降は、脳卒中再発予防の取り組みとして、浜田医療センター等から報告があった脳卒中発症者の61件のうち、訪問・電話指導を55名に行った結果等を掲載しています。課

題としましては、発症数が増えていることや、症状出現後の早期受診につなげる啓発と、予防のためには、高血圧や糖尿病などの基礎疾患の管理や減塩、多量喫煙・飲酒、適度な水分摂取などの生活習慣改善の啓発が必要です。

44 ページには、医療費適正化対策として実施している、重複頻回受診者 33 名の方への保健指導を行った状況を記載していますのでご覧ください。

最後に 4 点目としては、「歯周疾患予防事業」です。37 ページに記載しています。

健康寿命延伸のためには、口腔ケアも重要だと認識しており、特に中高年以降の歯科に関する課題も多くあります。従来 40 歳を対象とした歯周疾患検診や巡回総合ドック受診者の 20 歳から 74 歳での歯周疾患検診を行っていましたが、令和 6 年度から歯周疾患検診は従来の 40 歳のみならず 50 歳の方も含め、巡回総合ドックも従来の 20 歳から 74 歳での歯周疾患検診 75 歳以上も対象者として拡大して取り組みを行いました。個別通知を行っておりますが、まだまだ受診率が低い状況です。地域でも口腔ケアの重要性を周知してまいります。

保健事業の説明は以上となりますが、がん検診や心の健康づくり推進事業等も推進していきます。健康寿命の延伸を図り、市民全体の健康づくりの機運が高まるような環境づくりにも力を入れております。

市民自らが、健康づくりの取組みを始めるきっかけづくりとして、「はまチャレ」の推進や事業所の健康づくりを応援するプロジェクト、地域でまちづくりの組織や小学校と連携した健康づくりの取組みも、保健所と一緒に実施しています。

今後とも、いろいろなお立場で健康づくりの応援をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

## 会長

報告第 2 号 保健事業に関する報告ということで、主要項目 4 点を中心にお話をいただきました。ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

## 委員

質問ということでもありませんけれども、先般、議員さんとの井戸端会議で、この特定健診の受診についていろいろお話をしました。

こうした、県内でも 10 番目という、受診率が 5 割に満たない状況。これによって医療費が押し上げられているんだろうということは容易に想像できます。

こういった説明が毎回結構長くありますが、同じような説明をずっと聞いて参りました。実態として、効果がある対応というのはなかなか難しいんだろうとは思いますが、議員さんとの話の中で、受診しない人にペナルティーを課すことはできないのかというのがありました。例えば初診料を上げるとか、なかなか面白い話だなあとということで、結構話が盛り上がりました。

また、実態を詳しくよくまとめられているとは思いますが、それに対して効果のある対応というのをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

## 会長

事務局をお願いします。

## 事務局

私の方からお答えします。

非常に厳しいご意見をいただいたかと思えます。

特定健診につきましては、皆様がなるべく生活習慣病を予防して、医療費がかからないようになるというのはもちろん目標の1つですが、それぞれの方が健康に気持ちよく暮らしていただくというのが第1だと考えております。

例えばですね、「自分は必ず毎年特定健診に行くんだ」という意志が強い方もいらっしゃるが、「健診に行くと何か言われるのではないかと心配で、余計に病気になりそうな気がする」と仰る方もおられますので、ペナルティーというのは現実的ではないと考えます。

ただですね、特定健診はとても有効ですので、皆様には勧めたいところではありまして、先ほども少しお伝えさせていただいたのですが、様々な取り組みを実施し、検討しております。特定健診については、令和6年度について、現時点では8市の中で昨年度より順位が1つ上がっております。そして特定保健指導につきましては飛躍的に上がっているところです。

現状で何をしたかと申しますと、1つは、医療センターの脳ドック、人間ドックの際に、即日で該当の方に指導させていただくという取り組みをしております保健指導の方に大きく効果が出ております。

特定健診の方も、ケーブルテレビなどで周知をさせていただいております、そういうことで若干上がったと考えております。それから、今年度ですね、こちらにいらっしゃる被保険者の皆様は目にされることがないかもしれませんが、特定健診を過去3年間していない方などに、もう少ししたら、効果的な受診勧奨のはがきをお送りします。

そしてですね、9月には、今年度未受診の方に、受診勧奨のはがきをお送りします。

委託業者によると、他の自治体でかなり効果が出ているということなので期待しております。またそれで不十分であれば、次の手を考えるつもりです。

## 会長

よろしいでしょうか。

## 委員

はい。

## 会長

他にございませんでしょうか。

## 会長

それでは、本日課せられました協議事項について、終了させていただきます。

以上をもちまして、令和7年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

## 事務局

会長様、議事の進行ありがとうございました。それから、委員の皆様におかれましても、ご多忙の中ご出席いただき、貴重なご意見をいただいたことに感謝申し上げます。

本協議会の委員の任期は3年となっており、今任期におきましては、恐らく本日の会議が最後になるかと思われまします。皆様にご協力いただくことにより、本協議会を円滑に運営することができ、国民健康保険事業を円滑に運営することができたことを心よりお礼申し上げます。

次の任期は令和7年11月1日から令和10年10月31日までの3年間となり、新しい期の最初の運営協議会は、令和8年2月19日（木）を予定しております。

今期を以って、委員の職を一旦退任される方もいらっしゃるかもしれませんが、引き続き浜田市の国民健康保険事業を見守っていただきますようお願い申し上げます。

**【令和7年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 14時40分 閉会】**